

# 山梨県公報

号外第二号

平成三十一年

一月十七日

木曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第一号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第二号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第三号の公布公告……………一

## 選挙管理委員会

### ●山梨県選挙管理委員会告示第一号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。  
平成三十一年一月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

### 山梨県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。  
平成三十一年一月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一三、九六四

### ●山梨県選挙管理委員会告示第二号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。  
平成三十一年一月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

### 山梨県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が四十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
平成三十一年一月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一八三、〇二七

### ●山梨県選挙管理委員会告示第三号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。  
平成三十一年一月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

### 山梨県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が四十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
平成三十一年一月九日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 中 込 ま さ ぶ

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	四、五六六
南巨摩郡	一〇、六二五
中巨摩郡	五、二三一
南都留郡	一二、八四六
甲府市	五二、二二八
富士吉田市	一三、八五九
都留市・西桂町	九、八三八
山梨市	九、九四七
大月市	七、二一九
韮崎市	八、三八一
南アルプス市	一九、七二三
北杜市	一三、六五八
甲斐市	二〇、五七五
笛吹市	一九、四七五
上野原市・北都留郡	七、二四九
甲州市	九、〇九七
中央市	八、二〇八